

# 旅行（合宿教習）条件説明書

ご契約ありがとうございます。この条件説明書を必ずお読みください。学生・未成年の方は保護者の方にお見せください。

## 第1 総則

- 1 この合宿免許は、有限会社伊万里自動車教習所（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施致します。参加されるお客様は当社と合宿免許契約（以下「本契約」といいます。）を締結することになります。
- 2 合宿免許の内容・条件は、募集広告、パンフレット、旅行（合宿教習）条件説明書及び標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 3 当社は、お客様が当社の定める日までに合宿教習を開始することができるよう、自動車教習所、宿泊施設及びその他付帯するサービスを手配し、教習所滞在日程を管理致します。

## 第2 お申込みと本契約

- 1 お申込みは、お客様から入校希望日、運転免許の種別を承り、当社の空白状況を確認後、道路交通法、約款に基づく運転免許取得に関する契約書、旅行（合宿教習）条件説明書、宿泊施設条件をご了承いただいた上、合宿入校申込書を提出していただくことになります。
- 2 本契約の成立は、教習料金の全額を指定口座にお振込みされた場合、又は、次のいずれかのお支払い方法が確定した場合となります。
  - ① 運転免許ローンの場合は、信販会社からのローン引受通知を当社が確認したとき
  - ② クレジットカードの場合は、オーソリ（オーソリゼーション）の完了を当社が確認したとき

## 第3 お申込み条件

- 1 お客様のご都合により合宿教習を中断すること、一時帰宅することはできません。但し、特別な理由がある場合には、再入校時点の教習料金との差額を附加して許可することがあります。
- 2 お申込みは、複数名でのお申込みは承っておりません。
- 3 当社は、お客様が次に該当する場合、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じることと致しますが、お申込みの承諾後や本契約が成立後であっても、特別条件を附加するか本契約を解除する場合があります。
  - ① 持病、心身の障がい、アレルギー、妊娠又は妊娠の可能性があり特別な配慮が必要であることを知ったとき
  - ② 安全運転相談、医師の診断など当社が求める手続きがされないとき
- 4 当社は、次に該当する場合、何らの責任を負うことなく、お申込み及び本契約の締結を解除致します。
  - ① お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は合宿教習の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断したとき
  - ② 暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者又は反社会的勢力と関係すると知ったとき
  - ③ 当社に対し、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いて行為又はこれを準する行為を行ったとき

## 第4 本契約の変更又は解除

- 1 本契約は、合宿教習開始前はいつでも変更又は解除ができます。但し、表Ⅰの取消料が発生いたします。なお、変更又は解除の手続きは当社の営業時間内となります。
- 2 本契約の変更又は解除に伴って生じる交通費及び宿泊費等の費用は、お客様の負担となります。
- 3 お客様の都合により、当社が指定した入校日又は集合時間に遅れて合宿教習に参加できない場合は、お客様の責として本契約の変更又は解除されたものとなります。

表Ⅰ：取消料

合宿教習入校日の前日から起算	一人当たりの取消料（税込み）
イ 21日前に当たる日以前の変更・解除する場合	無料
ロ 20日目に当たる日から8日前に当たる日までの変更・解除する場合	8,800円
ハ 7日前に当たる日から2日前に当たる日までの変更・解除する場合	16,500円
ニ 入校日の前日の変更・解除する場合	22,000円
ホ 入校日当日の変更・解除及び無連絡不参加の場合	33,000円

- 4 本契約が変更又は解除された場合は、既に入金された教習料金は取消料を差し引いて返金致します。なお、運転免許ローンのご利用の方は、所定の取消料を別途お支払ください。クレジットカードの場合は、当該会社に対して所定の取消料を請求させていただきます。この場合の返金手数料等の実費はお客様の負担となります。

## 第5 合宿教習開始後の本契約の変更又は解除

- 1 お客様の都合により、本契約を変更又は解除する場合は、当社の計算方法により、当日までの必要経費の実費（入学金、技能・学科教習費用、各検定料、教科書代、宿泊・食事、その他諸経費）及び解約手数料（教習料金の20%）を、教習料金から差し引いた残金を返金致します。なお、当社が定めている交通費は支給対象になりません。
- 2 お客様が、合宿教習開始後の怪我、病気、その他の理由により合宿教習の継続に耐えられないとき、当社は本契約の一部を解除することができます。その責任が当社にない場合、1と同じになります。
- 3 お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為、迷惑行為、当社の規則により円滑な合宿教習継続に支障が生じるか、その可能性が極めて高い場合、当社は合宿教習開始後であっても本契約を解除することができます。その場合、1の同じとなるほか、損害の賠償を申し受けます。

## 第6 合宿教習開始後の日程の変更

- 1 当社がお客様にあらかじめ提示する卒業予定日は、教習状況、学科試験や技能検定の合否、自然災害等の影響による教習中止などで卒業日は延期する場合があります。
- 2 お客様の都合により、卒業日延長の場合は、追加教習費用等をお支払いいただきます。なお、当社の保証範囲内は除きます。
- 3 道路交通法の定める技能教習課程の修了もしくは修了検定に合格する見込みがない場合、仮免許学科試験に3回不合格の場合は、合宿教習日程を中断し、お客様には一時帰宅していただきます。このときの交通費はお客様の負担となります。
- 4 前項の場合、一時帰宅後の合宿教習日程の再開は、仮免許学科試験の合格、再入校時点の教習料金との差額など特別条件の付加を改めてお客様へ提示し、ご了承いただいた上でお受け致します。

## 第7 宿泊施設の変更

- 1 合宿教習期間中に滞在する宿泊施設は、あらかじめ当社が施設名を確約した場合を除き、同等の施設の中から当社が任意に指定いたします。
- 2 当社は、合宿教習期間中に、宿泊施設又は宿泊室の移動を行う場合があります。この場合、同等の施設への移動となります。
- 3 前項でいう同等の施設とは、宿泊室における一人当たりの広さ、付帯設備に著しい格差がない施設を指します。当社からの距離、周辺の環境、築年数や改装時期はこれに含みません。
- 4 お客様単独又は複数名で宿泊室を専有する契約の場合、宿泊室を専有することができる期間は、当社がお客様にあらかじめ提示する卒業予定期日を限度と致します。卒業予定期日を超過して合宿教習を受講する場合は、宿泊施設、宿泊室又は複数名での宿泊室に変更することができます。

## 第8 責任及び免責

- 1 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申出があった場合に限ります。
- 2 地震・水害・雪害等の天災地変、官公庁命令、法令の制定・改廃、不可抗力、その他やむなき事由、及び、次の例示するような事由により、お客様が損害を被られた場合において、当社は一切の責任を負いません。
  - (1) お客様の不注意により発生した事故、又は第三者の不注意により発生した事故に係る損害

- (2) 自由行動中の事故  
 (3) 盗難、疾病  
 (4) その他、当社の責に帰さざる事由により生じた損害

#### 第9 特別補償

1 当社は、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第28条特別補償に基づく別紙特別補償規程に定めるところにより、お客様が合宿教習に参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害を表Ⅱの範囲で補償致します。

表Ⅱ：旅行者1名・1旅行当たり補償金額

補 償		補償金額
死亡補償金（既に支払った後遺障害補償金がある場合は差額以内）		1,500万円
後遺障害補償金		標準旅行業約款特別補償規程別表第二に基づく額
入院見舞金	入院日数 180日以上	20万円
	入院日数 90日以上180日未満	10万円
	入院日数 7日以上90日未満	5万円
	入院日数 7日未満	2万円
通院見舞金	通院日数 90日以上	5万円
	通院日数 7日以上90日未満	2万5千円
	通院日数 3日以上7日未満	1万円
携行品損害補償金		上限15万円（一個一対の上限10万円：免責金額3千円）

2 お客様が被られた生命、身体への損害の原因が、脳疾患、心疾患、消化器疾患、ショック症状などお客様の持病や体質等に起因するもの、故意、法令違反、重過失、自殺行為、飲酒酩酊、交通違反、山岳登攀及び立入を禁止された区域への侵入・入水又はこれに類する危険な行為に起因するもの、地震、噴火、津波及びこれらに随伴して生じた事故や秩序の混乱に基づいて生じた事故であるときは、当社は本項の補償金及び見舞金を支払いません。

3 お客様の被られた携行品へ損害の原因が、故意、法令違反、置き忘れや紛失などの重過失、交通違反、補償対象品の瑕疵や自然の消耗、外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害によるもの、地震、噴火、津波及びこれらに随伴して生じた事故や秩序の混乱に基づいて生じた損害であるときは、当社は本項の携行品損害補償金を支払いません。

#### 第10 最少催行人員

最少催行人員は1名とします。

令和8年2月1日発行  
 株式会社多久自動車教習所  
 代表取締役 水田智康

〒 846-0012 佐賀県多久市東多久町別府1980番地  
 佐賀県知事登録旅行業 第地域-104号  
 国内旅行業務取扱管理者 村尾 公司

#### 個人情報保護方針

教習所事業者株式会社多久自動車教習所（以下「教習所事業者」という。）は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令・ガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことを宣言します。

##### 1 個人情報の適正な取得

教習所事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。

##### 2 要配慮個人情報の取得

教習所事業者は、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しません。

##### 3 個人情報の利用目的

教習所事業者が取得した個人情報は、次の目的で利用します。

(1) 当教習所で実施する免許取得のための教習を実施するため。

(2) 当教習所で実施する講習、認定教育を実施するため。

(3) 当教習所で実施する教習、講習、認定教育に関する内容の宣伝、サービスなどをお知らせするため。

(4) 当教習所で行う、各種イベント・キャンペーンや交通安全講習会等の開催の案内などをお知らせするため。

##### 4 利用目的の通知・公表

教習所事業者は、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知又は公表し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱いません。利用目的を変更した場合も、その内容をご本人に通知又は公表します。

##### 5 個人データ内容の正確性の確保等

教習所事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めます。

##### 6 安全管理措置

教習所事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じます。

##### 7 委託先の監督

教習所事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。

##### 8 個人データの第三者提供

教習所事業者は、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しません。

##### 9 保有個人データの開示等の請求等の受付方法

保有個人データの利用目的の通知の求め、又は保有個人データの開示、内容の訂正、追加若しくは削除、利用の停止若しくは消去、第三者提供の停止の請求を希望される場合は、教習所事業者の定める書面により受付しますので、下記の窓口までお問い合わせください。なお、利用目的の通知又は開示に際しては、1,100円を手数料としてお支払いいただきます。

##### 10 苦情処理

教習所事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めます。

##### 11 問合せ及び苦情の受付窓口

保有個人データの取扱いに関する問合せ及び苦情の受付窓口は、次のとおりです。

（名称）株式会社多久自動車教習所  
 （住所）佐賀県多久市東多久町別府1980番地  
 （電話）0952-76-2050 （FAX）0952-76-2065  
 （受付窓口の名称）多久自動車学校【苦情・相談窓口】

制定日：令和7年5月7日  
 株式会社多久自動車教習所  
 代表取締役 水田智康